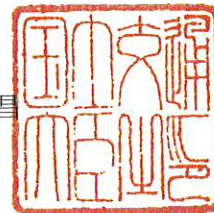


# 認定書

国住参建第 3257 号  
令和 7 年 2 月 3 日

因幡電機産業株式会社  
代表取締役社長 喜多 肇一 様

国土交通大臣 中野 洋昌



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号ハ（防火区画貫通部 1 時間遮炎性能）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
PS060WL-1310
2. 認定をした構造方法等の名称  
ガラス繊維強化ポリプロピレン管／化粧材付黒鉛含有ブチルゴムシート・シーリング材充てん／壁準耐火構造／貫通部分
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

## 1. 構造名：

ガラス繊維強化ポリプロピレン管／化粧材付黒鉛含有ブチルゴムシート・シーリング材充てん／壁準耐火構造／貫通部分

## 2. 寸法等の仕様：

寸法等の仕様を表1に示す。

表1 寸法等の仕様

項 目		仕 様
開口部	形状	円形(φ262mm以下)
	面積	0.0540m <sup>2</sup> 以下
配管と壁との隙間の寸法 (クリアランス)		8～23mm
占積率 (開口面積に対する配管の断面積の総合計の割合)		86.7%以下
貫通する壁の構造等		建築基準法施行令第112条第2項に掲げる基準に適合する壁構造(60分) 又は建築基準法第2条第七号の規定に基づく耐火構造(60分) 厚さ 100mm以上

3. 主構成材料の仕様：

主構成材料の仕様を表2に、配管の仕様を表3に示す。

表2 主構成材料の仕様

項目		仕様		
熱膨張性 シート	材料	化粧材付黒鉛含有ブチルゴムシート		
	寸法	総厚さ：3.18(±0.1)mm以上 幅：35mm以上(埋設部35mm以上)		
	使用箇所	配管の両側に2周以上巻き付け (突き合わせ又はオーバーラップ)		
	表面材 (充てん材側)	材料	①又は② ①ガラス繊維強化アルミニウム系テープ ②アルミニウム系テープ	
		厚さ	0.18(±0.1)mm以下	
	シート (本体)	材料	黒鉛含有ブチルゴムシート	
		厚さ	3mm以上	
		密度		
	裏面材 (配管側)	材料	仕様：あり又はなし ①、②又は③ ①ポリオレフィン系フィルム ②ポリ塩化ビニル系フィルム ③ナイロン系フィルム	
		厚さ	0.05mm以下	
充てん材	材料	建築用シーリング材(JIS A 5758) 種類：シリコーン系		
	充てん量	配管と躯体(壁)との隙間に密に充てん (壁の両側に22mm以上)		

表3 配管の仕様

項目	仕様				
配管	ガラス繊維強化ポリプロピレン管	外径	φ216mm以下	厚さ	8mm以下

4. 副構成材料の仕様：  
副構成材料の仕様を表4に示す。

表4 副構成材料の仕様

項目	仕様	
粘着テープ	材料	仕様：あり又はなし ①～⑥の一 ①ポリオレフィン系 ②ポリエステル系 ③ポリ塩化ビニル系 ④紙 ⑤アルミニウム系 ⑥ガラスクロス系
	寸法	厚さ：0.2mm以下、幅：50mm以下
	使用方法	必要に応じて、熱膨張性シートの固定に使用

5. 構造説明図：  
 構造説明図を図1及び図2に示す。

単位 mm

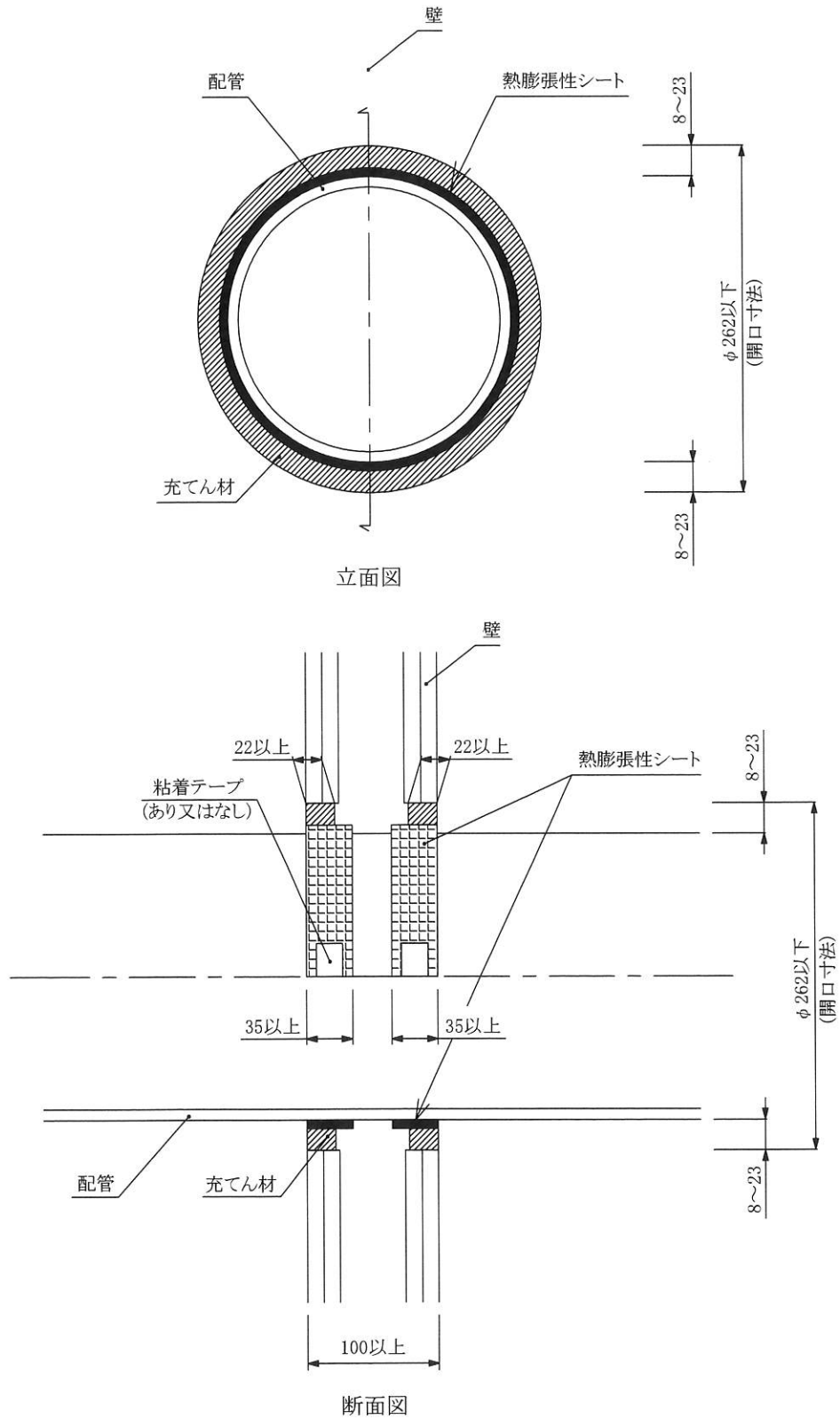
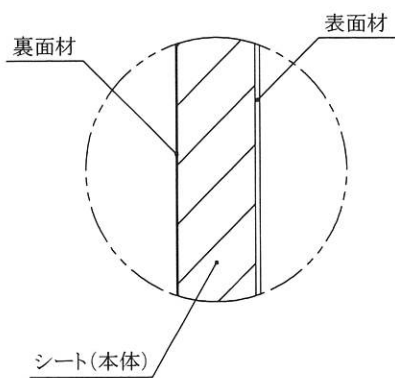
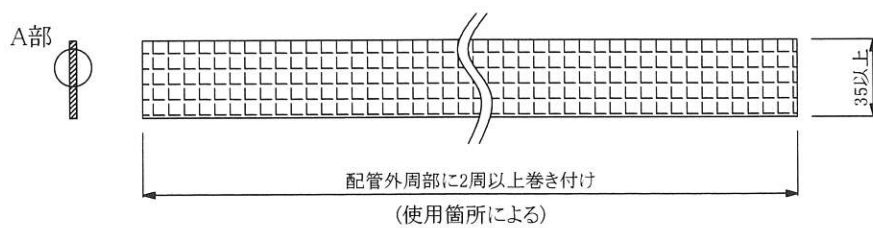


図1 構造説明図 (施工図)

単位 mm



A部詳細図

熱膨張性シートの詳細図

図2 構造説明図

6. 施工方法：

施工は、以下の手順で行う。

(1) 貫通穴の設定

ボイド管やコアドリル等を用いて貫通穴を設ける。

(2) 配管の設置

配管を設置して支持・固定する。

(3) 熱膨張性シートの巻き付け

熱膨張性シートを配管の両側に対して2周以上巻き付ける（突き合わせ又はオーバーラップ）。  
必要に応じて粘着テープで熱膨張性シートを固定する。

(4) 熱膨張性シートの設置

熱膨張性シートを35mm以上埋め戻すようにスライドさせる。

熱膨張性シートの幅が35mmを超える場合は、超えた分が壁からはみ出ても良い。

(5) 充てん材の埋め戻し

熱膨張性シートと躯体の開口部の隙間に、壁厚方向22mm以上充てん材を密に充てんする。  
埋め戻し部に隙間が無いことを確認して仕上げる。